

労働者派遣法第30条の4第1項の規定に基づく労使協定

株式会社カインドワン(以下「甲」という。)と株式会社カインドワンの労働者の代表者(以下「乙」という。)は労働者派遣法第30条の4第1項の規定に関し、次のとおり協定する。

(対象となる派遣労働者の範囲)

第1条 本協定は、期間を定めずに雇用される派遣労働者(以下「対象従業員」という。)に適用する。

2 対象従業員については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 甲は、対象従業員について、1の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

(賃金の構成)

第2条 対象従業員の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

(賃金の決定方法)

第3条 対象従業員の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たす別表1に、対象従業員が勤務する派遣先の事業所所在地に対応する別表2の地域指数を乗じたものとする。

(一)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種

(1)ソフトウェア技術者における比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「情報処理・通信技術者10」とする。

(2)オペレーターにおける比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)」の「事務用機器操作の職業30」とする。

(二)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し実費支給とし、第6条のとおりとする。

(三)地域調整については、就業地が熊本県内、及び宮崎県内に限られることから、通達に定める「地域指数」の「熊本」、及び「宮崎」を用いるものとする。

第4条 対象従業員の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表3のとおりとする。

(一)別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(二)別表3の各等級の職務と別表1の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

Aランク:10年

Bランク:5年

Cランク:0年

2 甲は、第9条の規定による対象従業員の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしてもその経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額の1~3%の範囲で能力手当を支払うこととする。また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合にはその能力に応じた派遣就業の機会を提示するものとする。

第5条 対象従業員の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、賃金規定第14条~第16条に準じて法律の定めに従って支給する。

第6条 対象従業員の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。ただし、交通機関等を利用しなければ通勤することが困難である従業員以外の従業員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離(一般に利用しうる最短の経路の長さによる。)が片道2km未満であるものを除く。

第7条 対象従業員の退職手当は、独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部との間に退職金共済契約を締結するものとする。

2 前項の掛金月額は、退職金規定の第3条の定めによるものとする。

3 一般基本給・賞与等の額の6%の額と掛金の額との差額については、通達第3の4に基づく合算による比較方法により対応するものとする

第8条 令和2年4月から退職金共済契約を開始した従業員の令和2年3月以前の勤続年数の取扱いについては、協議して別途定める。

(賃金の決定に当たっての評価)

第9条 賞与の決定は、半期ごとに行う勤務評価を活用する。勤務評価の方法は賃金規定第24条に定める方法を準用し、その評価結果に基づき、別表3のとおり賞与額を決定する。

(賃金以外の待遇)

第10条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については正社員と同一とし、社員就業規則第1条から第37条までの規定を準用する。

(教育訓練)

第11条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「派遣社員のキャリア形成マニュアル」に従って、着実に実施する。

(その他)

第12条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第13条 本協定の有効期間は、令和6年4月1日から令和7年3月31日までの1年間とする。

令和6年 3月24日

甲 代表取締役 吉田 美和子 印

労働者の代表者の選出方法(挙手) 乙 労働者の代表者 田籠 まり 印

職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額(時給換算)

別表1

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
10情報処理・通信技術者	1,389	1,599	1,753	1,779	1,874	2,042	2,543	1,903
101システムコンサルタント	1,431	1,647	1,806	1,833	1,930	2,104	2,620	2,005
102システム設計技術者	1,404	1,616	1,772	1,799	1,894	2,064	2,571	1,968
103プロジェクトマネージャー	1,729	1,990	2,182	2,215	2,332	2,542	3,116	2,251
104ソフトウェア開発技術者	1,396	1,607	1,762	1,788	1,883	2,052	2,556	1,929
105システム運用管理者	1,316	1,515	1,661	1,686	1,775	1,935	2,410	1,706
106通信ネットワーク技術者	1,359	1,564	1,715	1,741	1,833	1,998	2,488	1,862
109その他の情報処理技術者等	1,325	1,525	1,672	1,697	1,787	1,948	2,426	1,733

区分	基準値	基準値に能力・経験調整指数を乗じた値						参考値
		1年	2年	3年	5年	10年	20年	
31事務用機器操作の職業	1,114	1,282	1,406	1,427	1,503	1,638	2,040	1,298
311パソコン操作員	1,128	1,298	1,424	1,445	1,522	1,658	2,065	1,338
312データ入力係員	1,090	1,255	1,376	1,396	1,470	1,602	1,996	1,244
313コンピュータ操作員	1,154	1,328	1,456	1,478	1,557	1,696	2,113	1,363
319その他の事務用機器操作	1,124	1,294	1,418	1,440	1,516	1,652	2,058	1,308

令和6年度職業安定業務統計による地域指数

地域指数は、勤務地に基づき下記を用いる。

別表2

熊本		89.1	←熊本県に勤務する者
4301	熊本計	92.0	
4302	八代計	88.3	
4303	菊池計	87.6	
4304	玉名計	86.4	
4306	天草計	82.7	
4307	球磨計	81.7	
4308	宇城計	89.4	
4309	阿蘇計	85.0	
4310	水俣計	82.7	

宮崎		85.7	←宮崎県に勤務する者
4501	宮崎計	87.7	
4502	延岡計	83.8	
4503	日向計	86.2	
4504	都城計	85.7	
4505	日南計	80.0	
4506	高鍋計	83.6	
4507	小林計	82.8	

◇賃金テーブルは下記の通り。

別表3-1(熊本)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,509	331	1,840
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,384	304	1,688
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	1,026	225	1,251
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,500	329	1,829
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,376	302	1,678
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	1,020	224	1,244
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,415	311	1,725
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,297	285	1,582
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	962	211	1,173
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,424	312	1,736
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,306	287	1,593
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	968	213	1,181
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,212	266	1,478
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,113	244	1,357
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	825	181	1,006
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,171	257	1,428
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,074	236	1,310
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	797	175	972
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,240	272	1,512
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,138	250	1,388
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	844	185	1,029
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,207	265	1,472
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,108	243	1,351
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	822	180	1,002

比較対象となる平均値		
基準	地域指数	基準×地域指数
2064	0.891	1840
1894	0.891	1688
1404	0.891	1251
2052	0.891	1829
1883	0.891	1678
1396	0.891	1244
1935	0.891	1725
1775	0.891	1582
1316	0.891	1173
1948	0.891	1736
1787	0.891	1593
1325	0.891	1181
1658	0.891	1478
1522	0.891	1357
1128	0.891	1006
1602	0.891	1428
1470	0.891	1310
1090	0.891	972
1696	0.891	1512
1557	0.891	1388
1154	0.891	1029
1652	0.891	1472
1516	0.891	1351
1124	0.891	1002

≧

別表3-2(宮崎)

	職種	等級	職務内容	時給	賞与	合計	比較対象となる平均値		
							基準	地域指数	基準×地域指数
102	システム設計技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,451	318	1,769	2064	0.857	1769
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,332	292	1,624	1894	0.857	1624
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	987	217	1,204	1404	0.857	1204
104	ソフトウェア開発技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,442	317	1,759	2052	0.857	1759
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,323	291	1,614	1883	0.857	1614
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	982	215	1,197	1396	0.857	1197
105	システム運用管理者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,360	299	1,659	1935	0.857	1659
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,248	274	1,522	1775	0.857	1522
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	925	203	1,128	1316	0.857	1128
109	その他の情報処理技術者	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,369	301	1,670	1948	0.857	1670
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,256	276	1,532	1787	0.857	1532
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	932	204	1,136	1325	0.857	1136
311	パソコン操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,165	256	1,421	1658	0.857	1421
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,070	235	1,305	1522	0.857	1305
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	793	174	967	1128	0.857	967
312	データ入力係員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,126	247	1,373	1602	0.857	1373
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,033	227	1,260	1470	0.857	1260
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	767	168	935	1090	0.857	935
313	コンピュータ操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,192	262	1,454	1696	0.857	1454
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,095	240	1,335	1557	0.857	1335
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	811	178	989	1154	0.857	989
319	その他の事務機器操作員	Aランク	部下指導が行える。又は入社10年以上	1,161	255	1,416	1652	0.857	1416
		Bランク	自分で調査し、作業が実施できる。又は入社5年以上	1,066	234	1,300	1516	0.857	1300
		Cランク	指示で作業を実施できる。又は入社5年未満	790	174	964	1124	0.857	964

≧

令和6年度定期昇給

1. 0%の昇給を実施する。

令和6年4月から(5月支給分)実施。

また、単金アップ者については、アップ額÷2を加算する。

令和6年度賞与

令和5年度実績:年間倍率 1.00倍 × 2回 = 2.0倍



令和6年度予定:年間倍率 1.00倍 × 2回 = 2.0倍